

# 千葉県における非正規雇用者の健康管理の実態と 産業保健スタッフ研修への活用

主任研究者	千葉産業保健推進センター	産業保健相談員	本吉 光隆
共同研究者	千葉産業保健推進センター	所 長	能川 浩二
	千葉産業保健推進センター	産業保健相談員	諏訪園 靖
	千葉大学大学院環境労働衛生学	講 師	小林 悦子
	千葉大学大学院環境労働衛生学	助 教	土地 実礼

## 1 はじめに

わが国では 1990 年代以降、就業形態や賃金制度は大きく変化し、平成 16 年の法規制緩和の流れを受けて雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合は毎年漸増しており、平成 20 年の平均では 3 分の 1 以上を占めるに至った。

近年、労働界の抱える課題として過重労働、メンタルヘルス不調に対しては、法的な対策、医学的な対策が実行されつつあり産業保健担当者としての活動方針が明確にされてきている。一方で、増加を続ける派遣労働者をはじめとする非正規雇用労働者の健康管理については労働安全衛生法による規定が示されているが、現場では様々な問題があるとされる。

米国のサブプライムローン問題に端を発した未曾有の金融危機が全世界に波及するという状況下で今後ますます非正規雇用労働者が増加することが予想されるが、非正規雇用労働者を取り巻く法的な整備は後手に回っており、健康管理体制やその実態についてはほとんど明らかになっていない。

これまでに主要工業地帯の企業における非正規雇用労働者の健康管理の実態調査は行われておらず、今後の雇用のあり方を模索するためにも非正規雇用労働者の健康管理の実態について明らかにすることが重要と考え、京葉工業地帯にある千葉県における非正規雇用労働者の実態と健康管理の状況を把握することを目的に本調査を行った。

## 2 対象および方法

対象者は千葉産業保健推進センター（以下、産保センター）から「千葉産業保健かわら版」を送付している千葉市・船橋市・市川市・市原市・木更津市の 507 事業所の人事担当者もしくは健康管理担当者である。

調査方法は質問紙法を用い、質問紙においては、衛生管理者・産業医の選任の有無、安全衛生委員会開催の有無、産保センター利用経験の有無、また正規雇用労働者・パート労働者・派遣労働者・業務請負労働者それぞれについての人数・健康診断実施状況（雇入れ時健診・定期健診・特殊健診）・健診後保健指導の実施状況・健診結果の通知状況を調査した。

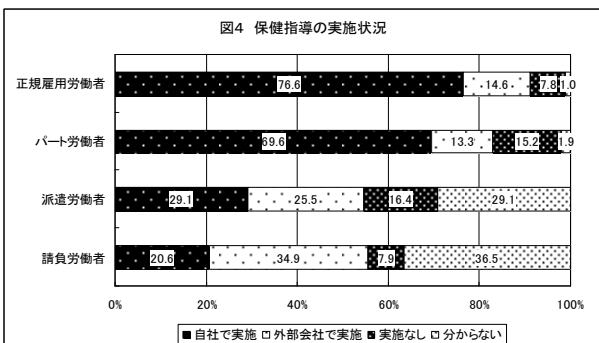
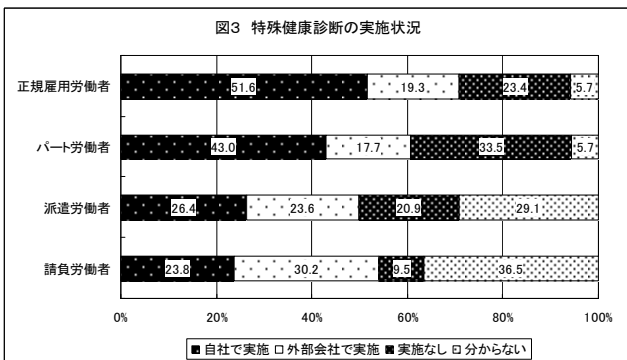
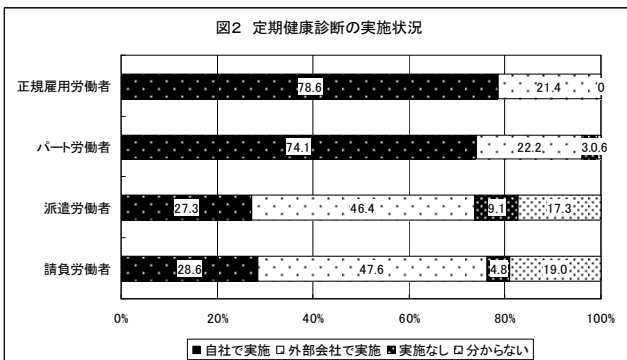
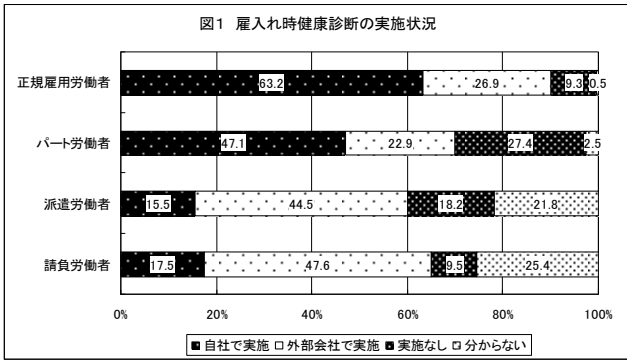
## 3 結果と考察

回答事業所数は 195 事業所、回収率は 38.5%であった。調査票を送付した事業所は 507 事業所であった。

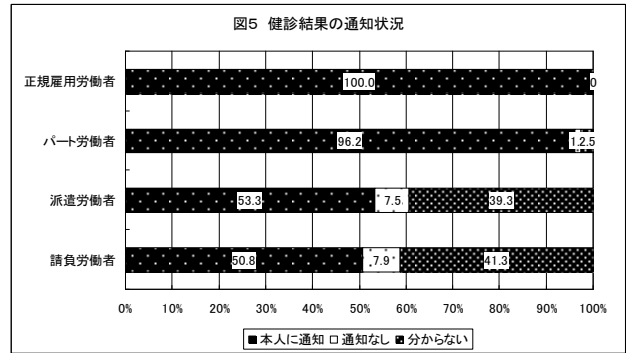
調査対象となった回答者が勤務する事業所は半数近くが 100 から 299 人の規模であった。事業所規模が 500 人未満の中小規模事業所では正規雇用労働者の割合が 60%以上の事業所は 6 割以上であったが、500 人以上の大規模事業所では正規雇用労働者の割合が 60%以上を占める事業所は 4 割を切っており、目立って少なかった。一方で正規雇用労働者の割合が 0-20%と回答した事業所は事業所規模 500 人以上の事業所で 2 割以上あり、500

人未満の事業所と比較して目立って少なかった。

《雇用形態別各種健診実施状況の概要》



《健診結果通知状況》



さらに、雇用形態別に衛生管理者選任状況・産業医選任状況・安全衛生委員会実施状況・産保センター利用経験のそれぞれと雇入れ時健診実施状況・定期健診実施状況・特殊健診実施状況・健診後の保健指導実施状況・健診結果通知状況それぞれとの関連を調査した。

4 結論

今回の研究結果から、正規雇用労働者についてはほとんどの事業所で雇入れ時健診、定期健康診断、健診後の保健指導等が実施されていることが明らかになった。パート労働者については、定期健康診断は約8割の事業所で実施されているものの、雇入れ時健診および特殊健診は約4分の1の事業所で実施されていなかった。派遣労働者、請負労働者については各種健診等の実施の有無や、健診結果を本人に通知しているかどうかを把握していない事業所が少なからず存在していることが明らかになり、間接雇用である派遣労働者や請負労働者については健康管理に関する責任の所在が曖昧になりがちなせいも、結果として十分な健康管理がなされていない実態が明らかになった。